

堺市自治連合協議会 6月定例会

1. 事業説明案件

(1) 第72回「社会を明るくする運動」について

【広報さかい7月号掲載予定】

(堺市社会福祉協議会)

ご高承のとおり「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、7月1日から31日までの1か月間が強調月間となります。

堺市推進委員会では、下記のとおり第72回「社会を明るくする運動」堺市大会を開催致しますので、ご多用中恐縮ではございますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

また、保護司会、更生保護女性会などの参加を得て各駅頭での啓発活動や、小・中学生による「第25回作文コンテスト」、各区域においての住民集会など「社会を明るくする運動」に関する行事を計画しております。本運動全般にわたり、何卒ご理解あるご協力を重ねてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大が予断を許さない状況下にあることから、実施に当たっては感染防止に留意しつつ、可能な範囲での実施とし、困難な場合は実施を中止させていただく場合がございますが、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

行事名 : 第72回「社会を明るくする運動」堺市大会

日時 : 令和4年7月4日(月)午後1時30分～

場所 : 堺市総合福祉会館 6階 ホール

問合せ・・・TEL 232-5420 堺市社会福祉協議会

(2) 令和4年度基幹統計調査の実施について

(政策企画部)

統計法に基づく基幹統計調査として、令和4年度は、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査単位区設定を別添のとおり実施しますので、ご報告いたします。

(1) 令和4年就業構造基本調査の概要について

1. 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業・不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とし、5年毎に実施されます。

2. 主務官庁

総務省

3. 調査の対象

総務省から指定された調査区内の全世帯のうち、定められた方法により抽出された世帯に居住する15歳以上の世帯員です。

4. 調査の日程(調査期日:10月1日)

9月中旬 : 調査員が調査区内の全世帯(堺市では約6,000世帯)を訪問し、調査地域の地図と名簿を作成します。

9月下旬 : 堺市が上記のうちから調査世帯(約1,600世帯)を抽出し、15歳以上の世帯員に、調査員が調査票を配布します。

10月上旬～ : インターネット、郵送、調査員への提出のいずれかの方法で回答し

ます。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更となる可能性があります。

5. 調査項目

【世帯全員】

出生年月、就業状態、職業訓練及び自己啓発の有無、育児・介護の状況 など

【有業者のみ】

従業上の地位・勤め先での呼称、就業日数・時間、テレワークの実施状況 など

【無業者のみ】

就業希望の有無、希望職種、求職活動状況 など

6. 調査結果の利用

国の基本的な方針決定の基礎資料、地方公共団体における雇用対策など

7. 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的（税金の徴収など）には使用いたしません。

(2) 住宅・土地統計調査単位区設定の概要について

1. 調査の目的

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施に先立ち、調査員が担当する調査区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果精度の向上を目的に行うものです。

2. 主務官庁

総務省

3. 調査の対象

令和 2 年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する調査区
(前回の平成 30 年単位区設定時、堺市内 1,527 調査区が対象)

4. 調査の日程（調査期日：令和 5 年 2 月 1 日現在）

5. 単位区の設定

令和 5 年 1 月から 2 月の間に調査員が現地に赴き、原則、外観調査にて、以下の内容を確認します。

①担当調査区の確認

②住戸等の把握

③調査区情報の収集

担当調査区を中心から「最寄りの郵便局・銀行」までの距離等を把握します。

6. 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的（税金の徴収など）には使用いたしません。

消防局では、令和4年度におきましても、高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、下記のとおり防火訪問を実施いたします。

防火訪問では、住宅での火災予防対策及び設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置及び維持管理促進を働きかけてまいります。

1. 対象

75歳以上の高齢者のみ世帯

2. 実施予定期間

6月から翌年3月まで

※令和5年度以降も定例的な事業として実施する予定です。

3. 市民への周知

全世帯に配布される「広報さかい」6月号に、住宅防火対策の啓発と併せて、高齢者の防火訪問を行う旨の内容を記載し、周知しました。

4. 備考

令和2年及び3年度の高齢者防火訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため対面ではなくチラシ等のポスティングのみとしましたが、本年度は感染防止対策を徹底したうえで、対面による防火訪問を再開する予定です。

ただし、感染拡大状況によっては、チラシ等のポスティングとする場合があります。

問合せ・・・TEL 238-6005 予防査察課

2. 事務局連絡

・令和4年度・5年度 自治会手帳の作成について

「令和4年度・5年度自治会手帳」について、昨年、手帳作成においてご意見をいただいております、作成時期を早めるという点を踏まえ、今回の作成にあたっては、本年7月開始の手帳を作成すべく、現在準備を行っております。

手帳の納品が6月下旬を予定しておりますので、各校区代表者様へは7月定例会でお渡しさせていただきます。校区役員及び単位町会長様分は、指定送付先へ郵送させていただきます。

・地域掲示板について

本年度限りとはなりますが、日本赤十字社堺市地区本部の交付金積立金を活用し、各校区に掲示板を1基ずつご提供させていただくこととなりました。

各校区の皆様へ、「希望確認書（日赤寄贈分）」を配布させていただき、数量の把握ができましたら、日本赤十字社堺市地区本部（市民協働課）にて一括して発注を行います。

また、日赤分とは別に、校区自治会活動推進補助金で掲示板の購入をご検討されている校区様につきましては、「希望確認書（校区自治連合会購入分）」にて数量を把握し、今回、日赤分と合わせて、一括で発注させていただきます。

7月1日を目安に、自治推進課へ「希望確認書（日赤寄贈分・校区購入分）」それぞれ

れのご提出をお願いします。

3. 会長発案事項について（自治会加入促進に関するアンケートの実施）

三原会長から、自治会加入促進に係るアンケート調査について、下記のご発案をいただきました。

- ・平成 27 年度に校区自治連合会長と単位自治会長を対象に自治会加入促進に係るアンケート調査を実施し、自治会加入に関する取組の実施状況や、自治会活動全般に関する課題など、様々なご意見をいただいております。
- ・調査後 7 年が経過しており、状況も変化しているので、今年度、改めてアンケート調査を実施し、自治会活動における現在の様々な課題把握や、より良い活動へ繋げるための参考資料としたいと考えています。設問内容は前回実施内容をベースに、今後、詳細を詰めていく予定です。

実施にあたっては、皆様のご協力を得ながら進めていきたいので、よろしく申し上げます。